

会 議 録

| | |
|--------|--|
| 会議の名称 | 令和5年度 第1回茨木市消費生活センター運営懇話会 |
| 開催日時 | 令和5年6月30日(金) 午前10時30分 開会 午前11時55分 閉会 |
| 開催場所 | 茨木市市民総合センター 203号室 |
| 座 長 | 安田委員 |
| 出席者 | 秋山委員、岡田委員、神崎委員、小山委員、佐名川委員、森委員、 八鍬委員、安田委員、山戸委員、吉田委員(10人) |
| 欠席者 | なし |
| 事務局職員 | 多田市民生活相談課長、渡邊市民生活相談課長代理兼消費生活係長 廣田職員、山本(英)消費生活相談員(4人) |
| 開催形態 | 公開(傍聴人なし) |
| 議題(案件) | (1) 令和4年度事業報告について (2) 令和5年度事業計画について (3) その他(市内特殊詐欺被害の現状及び本市取組について) |
| 配布資料 | 資料1 令和4年度事業報告について 資料2 令和5年度事業計画について 特殊詐欺防止対策に向けた取組について |

| 議事の経過 | |
|-------|---|
| 発言者 | 議題（案件）・発言内容・決定事項 |
| 事務局 | <p>【開 会】</p> <p>【市民生活相談課長挨拶】</p> <p>【各委員自己紹介】</p> |
| 事務局 | 本懇話会座長の選出について、茨木市消費生活センター運営懇話会設置要綱第5により委員の互選により定めると規定されていることから、委員に対して座長の選出を促す。 |
| J 委員 | 座長には安田委員を推薦する。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 事務局 | 座長は、安田委員にお願いする。 |
| 座長 | 本会議の公開・非公開について審議する。事務局から説明を求める。 |
| 事務局 | 「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」第3により「審議会等の会議は、原則として公開するものとする。」としており、かつ、第4により「会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行う。」とされている。 |
| 座長 | 茨木市審議会等の会議の公開に関する指針に沿って、本会議を公開としてよいか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 座長 | 本会議は公開とする。なお、議事録について、要点筆記とし、発言者氏名は省略とするがよいか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |

| | |
|-----|---|
| 座長 | 本日、傍聴人はあるか。 |
| 事務局 | 傍聴希望者はありません。 |
| 座長 | それでは、案件に移る。 |
| | 【案件（１）令和４年度事業報告について】 事務局から説明 |
| 座長 | 事務局の説明に意見や質問があればお願いしたい。 |
| K委員 | 相談内容について、全国レベルでは、賃貸住宅に関する相談が多くなっているが、茨木市では、相談内容のトップ１０に入っていないが、どのような理由と分析しているのか。 |
| 事務局 | 本市にも賃貸住宅に関する相談は寄せられているが、多くはない。昨年４月より成年年齢が引き下げられ、全国的には、若者が賃貸住宅の契約行うケースが増え、増加したものと捉えている。 |
| G委員 | 相談内容が複雑化する中、あっせん解決件数が大幅に増加していることを評価する。 例年、消費生活展では、素敵な啓発グッズを用意されているが、他にはどのような活用をしているのか。 |
| 事務局 | 出前講座、講演会など様々なイベント機会を通じて配布し、消費生活センターの周知に活用している。 |
| H委員 | 府の消費生活サポーターとの連携実績はあるのか。 |
| 事務局 | 本市では、出前講座は相談員、職員で実施しており、現在まで、連携実績はないが、今後どのような連携が可能か検討していく。 |
| I委員 | 相談内容について、事業者側の悪意、もしくは消費者側の知識等の不足によるトラブルなのか、割合が分かれば伺いたい。 |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>また、啓発はターゲットとする世代によって、内容を変更しているのか。</p> <p>事業者の勧誘方法等に悪意があると判断できるケースや消費者側の知識の不足や情報の見極めができていないと思われる場合もある。</p> <p>また、相談対応で得る情報は、相談者側の主張を聞き取ったものに過ぎず、判断が難しいため、各消費生活センターレベルでは、それぞれの割合の算出はできないが、各自治体の相談情報を国が集約しており、必要に応じ指導等を行っている。</p> <p>啓発については、概ね若年者、高齢者、その他という区分でターゲットを設定している。</p> <p>それぞれに特徴的なトラブルがあるため、そのトラブルに遭わないよう注意喚起を行っている。</p> |
| J 委員 | <p>資料1の事業報告書には、啓発実績や相談内容等、詳細に記載されており、団体活動の参考にしている。</p> |
| K 委員 | <p>市内小学4年生への啓発すごろく配布について、授業で活用したのか、配布数はいくらか。</p> |
| 事務局 | <p>授業での活用は依頼していない。配布数は約3,000枚である。</p> |
| 座長 | <p>小学4年生をターゲットにしている理由は</p> |
| 事務局 | <p>小学4年生になると、日常生活や社会への関心や理解が深まると言われており、SDGsに関する啓発に適していると考えた。</p> |
| E 委員 | <p>地域の集まりで、茨木市が特殊詐欺被害ワースト1だと聞いた、様々な啓発を行っていると思うが、理由をどのように捉えているのか。</p> <p>また、南中学校の地域学習について、どのようなものか。</p> |
| 事務局 | <p>現在、市内で還付金詐欺などの被害が多発していることは事実であるが、ワースト1というのは府内60数か所の警察署別の件数であり、府内各市の中で、最も被害が多かったということではない。ただ、市内</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>でも被害が多発していることは事実である。</p> <p>地域学習というのは、市内中学校が独自に、市内の施設等を訪問して、その役割等を学習している。以前から南中学校は、消費生活センターを訪問先に設定して、生徒が消費生活センターの役割等を学習するものである。</p> |
| D委員 | <p>依然として相談が多いと感じる。</p> <p>所属する団体でも、早くからSDGsには、取り組んでおり、消費生活センター作成のあったすごろくは、団体の取組で活用した。</p> |
| C委員 | <p>啓発動画の配信について、高齢者向け動画の活用方法、及びネガティブ・オプションについて尋ねる。</p> |
| 事務局 | <p>高齢者向け動画は、周知のためのチラシを市内高齢者施設へ配布し、視聴を促している。</p> <p>ネガティブオプションとは、いわゆる送り付け商法と言われるもので、注文していない商品を送り付け代金を請求するものである。</p> <p>後になって、家族や親族等からプレゼントとして贈られたと判明するケースもある。</p> |
| B委員 | <p>インターネットが入口になっている相談が増えているとのことだが、相談傾向は以前から変わっていないと感じている。</p> <p>計量（はかり）に関する業務は、地味な業務だと思うが私たちの生活にとって大変大切な業務だと思う。しっかり取り組んでもらいたい。</p> <p>【案件（2）令和5年度事業計画について】事務局から説明</p> |
| 座長 | <p>事務局の説明に意見や質問があればお願いしたい。</p> |
| K委員 | <p>地域包括支援センターや地区福祉委員への出前講座に積極的に取り組まれない。</p> <p>特殊詐欺被害防止について、公用車へのマグネットステッカー貼付、ごみ収集車（パッカー車）でのアナウンス、デジタルサイネージの活用</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>等を継続してほしい。また、毎年5月の広報誌には、消費者月間の記事を掲載してほしい。</p> |
| 事務局 | <p>現在も地域包括支援センターや民生委員等への出前講座は実施しており、継続して取り組む。広報誌への掲載については検討する。</p> |
| B委員 | <p>製品安全に関する業務について、様々記載されているが、現在の体制で実施できるのか。</p> |
| 事務局 | <p>製品安全に関する業務は、主に市内店舗への立入検査であり、対応可能である。</p> |
| 座長 | <p>【案件（3）その他 市内特殊詐欺被害の現状及び本市取組について】 事務局から説明</p> <p>事務局の説明に意見や質問があればお願いしたい。</p> |
| K委員 | <p>特殊詐欺対策については、来年度以降も継続して取り組まれないか。</p> |
| B委員 | <p>特殊詐欺について、消費生活センターの業務範囲であるのか疑問を持っている。市全体のなかで消費生活センターが一翼を担うのではないか。</p> |
| 座長 | <p>特殊詐欺という犯罪であり、まずは、警察署の管轄となるかと思うが、警察署と市が連携してそれぞれの役割を担い、被害防止を図ることが大切ではないか。</p> <p>これをもって、本日の案件はすべて終了した。各委員には、議事進行にご協力いただいたこと御礼申しあげる。</p> <p>【閉 会】</p> |